



茨城県報

第 2 0 0 1 号

平成20年 8 月 7 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

受胎調節実地指導員の指定 (子ども家庭課)	1
身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課)	2
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	2
大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課)	3
茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	7
保安林の指定施業要件の変更 (林業課)	7
道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課)	11
道路の供用の開始 (道路維持課)	12
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川課)	12
土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所)	13
土地改良事業の認可 (土地改良事務所)	13

(公 安 委 員 会)

警備員等の検定の実施.....	14
-----------------	----

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課)	16
指定管理者の公募 (林政課)	17
指定管理者の公募 (3 件) (水産振興課)	18
基本測量の実施 (用地課)	21
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)	21
開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	26

正 誤

平成20年 4 月30日付け茨城県報号外第51号中.....	26
--------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1078号

母体保護法 (昭和23年法律第156号) 第15条第 1 項の規定により、次の者を平成20年 7 月29日受胎調節実地指導員に指定した。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 早乙女 歩

住 所 茨城県東茨城郡茨城町大字城之内192番地 1

茨城県告示第1079号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

番号	種目	診療科目	氏 名	医療機関名	所 在 地	指定年月日
1	肢体不自由	小児科	小 池 和 俊	茨城県立こども病院	水戸市双葉台 3 3 1	平成20年 7月24日
2	じん臓機能	小児科	泉 維 昌	茨城県立こども病院	水戸市双葉台 3 3 1	平成20年 7月24日
3	ぼうこう・直腸	小児外科	矢 内 俊 裕	茨城県立こども病院	水戸市双葉台 3 3 1	平成20年 7月24日
4	小腸機能	小児外科	連 利 博	茨城県立こども病院	水戸市双葉台 3 3 1	平成20年 7月24日
5	免疫機能	小児科	加 藤 啓 輔	茨城県立こども病院	水戸市双葉台 3 3 1	平成20年 7月24日
6	平衡・音声・言語・そしゃく	リハビリテーション科	安 岡 利 一	株式会社日立製作所多賀総合病院	日立市国分町 2 1 2	平成20年 7月24日
7	肢体不自由	神経内科	大 林 正 人	総合病院土浦協同病院	土浦市真鍋新町11 7	平成20年 7月24日
8	心臓機能	内科, 循環器科	櫻 井 岳 史	医療法人社団櫻井内科医院	土浦市中央 2 16 21	平成20年 7月24日
9	ぼうこう・直腸	泌尿器科	遠 藤 眞 一	古河赤十字病院	古河市上辺見1300 13	平成20年 7月24日
10	じん臓機能	外科	高 橋 良 延	県北医療センター高萩協同病院	高萩市大字上手綱字上ヶ穂町1006 9	平成20年 7月24日
11	肢体不自由	外科	澁 谷 慈 郎	北茨城市立総合病院	北茨城市大津町北町 4 5 15	平成20年 7月24日
12	肢体不自由	外科	平 井 和 弥	北茨城市立総合病院	北茨城市大津町北町 4 5 15	平成20年 7月24日
13	肢体不自由	神経内科	星 野 幸 子	筑波記念病院	つくば市要1187 299	平成20年 7月24日
14	心臓機能	心臓血管外科	今水流 智 浩	筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保 1 3 1	平成20年 7月24日
15	心臓機能	心臓血管外科	松 原 宗 明	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 1 1	平成20年 7月24日
16	肢体不自由	外科	磯 山 徹	医療法人篤会アイビークリニック	ひたちなか市笹野町 1 3 1	平成20年 7月24日
17	肢体不自由	内科	倉 科 周 介	介護老人保健施設ケアセンター阿見	稲敷郡阿見町若栗2957 4	平成20年 7月24日

茨城県告示第1080号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812000388	ひまわり学園	つくば市上横場 2236 1	特定非営利活動 法人鱸づな会	つくば市上横場 2236 1	平成20年 8 月 1 日	就労移行支援

茨城県告示第1081号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和情報サービス株式会社

代表取締役 福 島 長 男

(2) 住所

東京都台東区上野七丁目14番4号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスモール守谷

守谷市松ヶ丘6丁目6番1号

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
株式会社スーパーカドヤ	東茨城郡美野里町羽鳥2737番地	岡 崎 正 光	退店
株式会社ノジマ	神奈川県相模原市横山1-1-1	野 島 廣 司	代表者名 住所
未定	未定	未定	未定

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
株式会社カスミ	つくば市西大橋599-1	小 瀨 裕 正	入店
株式会社ノジマ	神奈川県横浜市中区尾上町6-90HS大江橋ビル5F	三 枝 達 実	代表者名 住所

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
株式会社スティーブファクトリー	埼玉県所沢市本郷1092 - 1 宝山ビル1階	遠 藤 賢 一	入店
杉山 清春	常総市淵頭町2988 - 103		入店
株式会社クリエイイトレストランツ	東京都渋谷区渋谷2 - 15 - 1 渋谷クロスタワー10F	岡 本 晴 彦	入店
株式会社スイートガーデン	東京都台東区東上野3 - 1 - 13	友 田 雅 己	入店
株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町3 - 47 - 10	本 庄 八 郎	入店
株式会社カメラのきむら	東京都中央区日本橋室町4 - 2 - 10	木 村 朝 彦	入店
有限会社花匠	常総市菅生町2033 - 5	長 沼 篤 生	入店
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東9 - 1	松 本 南 海 雄	入店
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田7 - 22 - 17	水 野 純	入店
株式会社織部	岐阜県多治見市旭ヶ丘10 - 6	奥 村 紀 八 郎	入店
株式会社フクダ	ひたちなか市外野2 - 32 - 6	福 田 伸 二	入店
有限会社オーガストブレイン	千葉県市川市鬼高1 - 1 - 1	河 口 仁 司	入店
株式会社ハニーズ	東京都渋谷区千駄ヶ谷2 - 2 - 2	江 尻 善 久	入店
株式会社ニコロボーロ	東京都千代田区外神田6 - 5 - 3	菅 田 茂	入店
株式会社クロックハウス	東京都新宿区新宿1 - 19 - 10 サンモールクレスト2F	花 谷 洋 二	入店
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3 - 10 - 5	上 村 茂	入店
株式会社ビィバリュー	神奈川県鎌倉市小町1 - 7 - 1	荒 井 國 明	入店
有限会社ナビック	千葉県柏市南柏1 - 14 - 12	中 嶋 利 生	入店
株式会社リオチェーン	愛知県名古屋市中区平和1 - 1 - 20	横 山 卓 幸	入店
株式会社エイチアンドエイ	東京都墨田区千歳1 - 4 - 8	守 屋 英 俊	入店
株式会社ワールド	東京都港区東新橋1 - 9 - 2 汐留住友ビル	寺 井 秀 蔵	入店
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3 - 10 - 5	上 村 茂	入店
クレアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町1 - 1 - 11	高 荷 隆	入店
株式会社フリージア	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町73 - 1	小 俣 英 明	入店
株式会社メリーアン	東京都千代田区二番町8 - 8	水 野 雅 一	入店
トリンプインターナショナルジャパン株式会社	東京都大田区平和島6 - 1 - 1	クリスチャントーマ	入店
株式会社セクションツアー	東京都渋谷区千駄ヶ谷3 - 38 - 10A I Kビル5F	天 野 洋 一	入店
株式会社カーム	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央11 - 1	小野澤 成 四	入店
株式会社エービーシーマーケット	東京都渋谷区道玄坂1 - 12 - 1	野 口 実	入店
ムシュタック貿易株式会社	東京都新宿区西新宿7 - 19 - 5 西新宿OSCビル5F	アリムシュタック	入店
株式会社ユニクロ	東京都千代田区九段北1 - 13 - 12	柳 井 正	入店
株式会社ライブナディ	東京都千代田区一番町29 - 3	田 中 齋	入店
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑2 - 38	河 合 宏 光	入店
株式会社AOKIホールディングス	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6 - 56	青 木 擴 憲	入店

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
株式会社ベリーズ	宮城県仙台市宮城野区扇町 7 - 5 - 11 佐川流通センター 3 F	安 達 耕 一	入店
株式会社鶴和	福島県郡山市島 1 - 28 - 5	鈴 木 和 彦	入店
フーセンウサギ株式会社	大阪府大阪市西区新町 2 - 2 - 2	白 石 光 和	入店
株式会社たけうち	兵庫県赤穂市加里屋 2164 - 28	竹 内 實	入店
株式会社ジェーシー	東京都中央区日本橋人形町 2 - 13 - 9 ヴィンチ人形町 6 F	池 愛 明	入店

(3) 変更の年月日

ア 退店

平成18年 4 月19日

イ 入店

代表者名・住所

平成18年 4 月20日

(4) 変更する理由

小売業者が、オープン時に確定したため

3 届出年月日

平成20年 7 月17日

茨城県告示第1082号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和情報サービス株式会社

代表取締役 福 島 長 男

(2) 住所

東京都台東区上野七丁目14番 4 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスモール守谷

守谷市松ヶ丘 6 丁目 6 番 1 号

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更後・退店)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
株式会社ノジマ	神奈川県横浜市中区尾上町 6 - 90 H S 大江橋ビル 5 F	三 枝 達 実	平成20年 4 月 8 日
株式会社スティーブファクトリー	埼玉県所沢市本郷1092 - 1 宝山ビル 1 階	遠 藤 賢 一	平成20年 1 月31日
杉山 清春	常総市湊頭町2988 - 103		平成19年10月31日
株式会社クリエイイトレストランツ	東京都渋谷区渋谷 2 - 15 - 1 渋谷クロスタワー10F	岡 本 晴 彦	平成20年 7 月10日
株式会社スイートガーデン	東京都台東区東上野 3 - 1 - 13	友 田 雅 己	平成19年 5 月 7 日
株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町 3 - 47 - 10	本 庄 八 郎	平成19年 4 月 6 日
株式会社カメラのきむら	東京都中央区日本橋室町 4 - 2 - 10	木 村 朝 彦	平成20年 1 月31日
有限会社花匠	常総市菅生町2033 - 5	長 沼 篤 生	平成20年 2 月 3 日
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田 7 - 22 - 17	水 野 純	平成19年 7 月24日
株式会社織部	岐阜県多治見市旭ヶ丘 10 - 6	奥 村 紀八郎	平成19年 4 月19日
株式会社フクダ	ひたちなか市外野 2 - 32 - 6	福 田 伸 二	平成19年 8 月31日
有限会社オーガストブレイン	千葉県市川市鬼高 1 - 1 - 1	河 口 仁 司	平成19年 1 月21日
株式会社ハニーズ	東京都渋谷区千駄ヶ谷 2 - 2 - 2	江 尻 善 久	平成20年 1 月31日
株式会社ニコロポーロ	東京都千代田区外神田 6 - 5 - 3	菅 田 茂	平成19年 8 月23日
株式会社クロックハウス	東京都新宿区新宿 1 - 19 - 10 サンモール クレスト 2 F	花 谷 洋 二	平成19年 6 月30日
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋 3 - 10 - 5	上 村 茂	平成19年 8 月31日
株式会社ビィバリュー	神奈川県鎌倉市小町 1 - 7 - 1	荒 井 國 明	平成19年 1 月31日
有限会社ナビック	千葉県柏市南柏 1 - 14 - 12	中 嶋 利 生	平成19年11月 5 日
株式会社リオチェーン	愛知県名古屋市中区平和 1 - 1 - 20	横 山 卓 幸	平成19年 8 月 7 日
株式会社エイチアンドエイ	東京都墨田区千歳 1 - 4 - 8	守 屋 英 俊	平成19年 5 月25日
株式会社ワールド	東京都港区東新橋 1 - 9 - 2 汐留住友ビル	寺 井 秀 蔵	平成20年 1 月31日
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋 3 - 10 - 5	上 村 茂	平成20年 1 月31日
クレアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町 1 - 1 - 11	高 荷 隆	平成19年10月 6 日
株式会社フリージア	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町73 - 1	小 俣 英 明	平成18年10月31日
株式会社メリーアン	東京都千代田区二番町 8 - 8	水 野 雅 一	平成19年 5 月10日
トリンプインターナショナル ジャパン株式会社	東京都大田区平和島 6 - 1 - 1	クリスチャントーマ	平成19年 9 月 4 日
株式会社セクションツアー	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 - 38 - 10 A I K ビル 5 F	天 野 洋 一	平成19年 2 月13日
株式会社カーム	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央11 - 1	小野澤 成 四	平成19年10月30日
株式会社エービーシーマート	東京都渋谷区道玄坂 1 - 12 - 1	野 口 実	平成20年 1 月31日
ムシュタック貿易株式会社	東京都新宿区西新宿 7 - 19 - 5 西新宿 O S C ビル 5 F	アリムシュタック	平成19年 6 月20日
株式会社ライブナディ	東京都千代田区一番町 29 - 3	田 中 齋	平成19年 5 月11日
株式会社 A O K I ホールディングス	神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 - 56	青 木 擴 憲	平成19年 5 月11日

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	退店日
株式会社ベリーズ	宮城県仙台市宮城野区扇町 7 - 5 - 11 佐川流通センター 3 F	安 達 耕 一	平成19年11月20日
株式会社鶴和	福島県郡山市島 1 - 28 - 5	鈴 木 和 彦	平成19年11月30日
フーセンウサギ株式会社	大阪府大阪市西区新町 2 - 2 - 2	白 石 光 和	平成19年 8 月30日
株式会社たけうち	兵庫県赤穂市加里屋2164 - 28	竹 内 實	平成18年 8 月31日
株式会社ジェーシー	東京都中央区日本橋人形町 2 - 13 - 9 ヴィンチ人形町 6 F	池 愛 明	平成20年 4 月 6 日

(3) 変更する理由

小売業者の退店等により変更となったため

3 届出年月日

平成20年 7 月17日

茨城県告示第1083号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中「0.45%」を「0.50%」に改める。

別表 2 中「2.0%」を「1.9%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年 7 月18日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第1084号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和39年 1 月22日茨城県告示第79号（城里町に係るものに限る）、昭和40年 7 月 8 日茨城県告示第812号（北茨城市に係るものに限る）、昭和40年 8 月 6 日農林省告示第854号（北茨城市及び高萩市に係るものに限る）、昭和41年 2 月23日農林省告示第225号（茨城町に係るものに限る）、昭和41年 3 月 7 日茨城県告示第243号（茨城町に係るものに限る）、昭和44年 3 月31日農林省告示第396号（高萩市に係るものに限る）、昭和44年 8 月27日農林省告示第1272号、昭和46年 3 月26日農林省告示第605号（北茨城市及び高萩市に係るものに限る）、昭和50年 9 月16日農林省告示第909号、昭和50年12月 6 日農林省告示第1127号、昭和51年12月11日農林省告示第1209号（高萩市に係るものに限る）、昭和56年 7 月25日農林水産省告示第1121号、昭和56年 9 月28日茨城県告示第1415号（北茨城市に係るものに限る）、昭和57年 1 月22日農林水産省告示第132号、昭和57年 2 月15日農林水産省告示第305号、昭和57年12月27日農林水産省告示第2104号、昭和59年 2 月 6 日農林水産省告示第347号（笠間

市に係るものに限る), 昭和61年 4 月26日農林水産省告示第635号, 昭和61年 7 月21日農林水産省告示第1121号, 平成 5 年 3 月11日茨城県告示第289号, 平成 5 年 9 月 2 日農林水産省告示第1056号 (北茨城市及び高萩市に係るものに限る), 平成 6 年 3 月14日茨城県告示第359号, 平成 6 年 4 月13日農林水産省告示第714号, 平成 6 年 9 月19日茨城県告示第1053号, 平成 6 年12月22日茨城県告示第1345号, 平成 7 年 3 月 8 日農林水産省告示第344号, 平成 9 年 8 月20日農林水産省告示第1309号, 平成10年 1 月14日農林水産省告示第65号, 平成10年 8 月11日農林水産省告示第1175号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は, 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

笠間市池野辺字坏2285番 1 から2285番 4 まで, 2293番, 2990番 1 から2990番 6 まで, 字朝房2691番 1, 2691番 3 から2691番 5 まで, 2699番 1, 2699番 2, 字高峠前2263番 1, 2270番 1 から2270番 6 まで, 字老ノ作入2294番 2, 2294番 3, 2295番, 笠間字城山616番 1, 上加賀田字下ヶ鳥1355番から1357番まで, 1358番 1, 1358番 2, 1359番 1 から1359番 3 まで, 1363番, 1364番, 1366番 1, 1366番 2, 1367番 1 から1367番 4 まで, 1369番, 1764番, 1765番, 大郷戸字アツキ入1164番から1167番まで, 字入山1146番, 1146番 1 から1146番 5 まで, 1146番16, 1146番18から1146番57まで, 1146番60から1146番90まで, 1146番92, 1146番93, 1191番, 1191番 1, 1191番 2, 字裏山1150番 2, 字梶山992番, 1138番, 1140番, 1141番, 1141番 2, 1141番 3, 字三本檜1203番 1, 字砂峯1148番, 字長澤1200番, 1202番, 字中峯1147番, 1147番 2 から1147番 6 まで, 字入前25番, 132番, 133番, 字茗荷沢1142番, 1142番 3, 本戸字上楽入1088番から1091番まで, 字立石52番 1 から52番 3 まで, 53番 1 から53番 4 まで, 53番 7, 53番 8, 53番10, 53番14から53番16まで, 字月抜沢54番 1, 55番 1, 55番 2, 56番 1, 56番 2, 57番から61番まで, 62番 1, 62番 2, 63番から68番まで, 字長沢3770番, 3771番, 字長沢入3764番, 3765番, 3766番 1, 字藤掛入1092番, 1093番, 1095番から1097番まで, 1100番, 1101番 1, 1102番 2, 字ホウキ松5490番, 5493番イ, 5493番ナ, 5493番ニ・ワ合併, 5493番 1 から5493番15まで, 5493番17, 字ヨサクラ2274番

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は, 定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

笠間市稲田字稲田沢1062番, 1143番, 1145番, 1158番, 1159番 2, 1160番, 1209番13, 1209番17, 1209番18, 1209番24から1209番26まで, 1209番47, 4417番, 4418番 2, 4422番 1, 4422番 2, 4425番, 4426番, 4428番, 4505番, 4506番, 4507番 1, 4507番 2, 4511番, 字川東2509番 2, 2766番 4, 2767番 2, 2768番, 2775番, 2781番, 2782番, 2783番, 2787番, 2793番, 2796番, 2797番, 2801番 1 から2801番 3 まで, 2805番, 2806番 1

から2806番5まで、2813番、2814番、字高坂2809番、2853番、2854番、2867番、字丸山2749番、2750番、2836番、2837番、2839番1、2839番3、2840番、2841番、字柳沢292番1、292番9から292番12まで、293番、295番から299番まで、306番、311番、上加賀田字御殿2091番、字沢口1772番1から1772番3まで、1778番1から1778番3まで、2076番、2077番2、2077番5、2078番、2080番1から2080番3まで、2080番5、2080番6、2081番1、2082番から2084番まで、2085番イ、2085番口、2085番八、2085番二、2085番ホ、2085番ヘ、2085番ト、2086番イ、2086番口、2087番、2088番2、2088番3、2134番、2135番、2140番、2141番、2144番イ、2144番口、2144番八、2144番二、2145番、2147番、2148番、北吉原字岩ノ内334番1から334番3まで、346番1、346番2、346番8、346番9、359番9、359番11、来栖字ザク沢2669番、2669番1から2669番11まで、2669番13、2669番15から2669番21まで、2669番23から2669番38まで、2669番40から2669番47まで、2670番から2675番まで、2676番1から2676番4まで、字三水川2621番1から2621番4まで、大郷戸字アツキ入1166番、1167番、字入前132番、179番1から179番4まで、180番、181番、182番2、183番2、184番1、184番2、字大滝1234番から1238番まで、字切度谷1220番1、1220番2、字鋤柄1215番、1216番、1217番1、1217番2、1218番1から1218番4まで、1219番、1223番、1224番1、1224番2、1225番1から1225番4まで、字櫻木下297番1、297番2、字新田入1170番6から1170番8まで、1176番、1177番、字関場1226番1から1226番7まで、1227番1、1227番2、字三島1168番、字小滝1242番、1243番、字立石1077番1から1077番3まで、1078番、字天井ヶ入1230番、字長沢1183番1、1183番2、字宮前708番、709番、709番2、字折松1208番1、1208番3から1208番8まで、1209番、1211番、字三本栖1204番5から1204番10まで、南吉原字滝沢997番1から997番8まで、998番、1002番1、1002番3、稲田字柳沢321番1から321番3まで、322番から324番まで、336番、336番1、344番2、344番3、344番5、344番12、344番13、344番17、344番27、上加賀田字御殿2151番1、2151番2、2151番4、2152番から2154番まで、2155番1、2155番2、2156番11、2157番、2158番、本戸字地獄窪2775番から2778番まで、2787番、2789番、2790番、字唐桶5860番1から5860番3まで、字古坪5876番、5878番1から5878番4まで、字赤坂2891番1、2891番2、2893番1、2893番2、2894番、2898番、字入山3724番、字笠椎2912番、2915番、2915番1、字グミノ木窪3723番、3734番、3757番1から3757番3まで、字グルメキ5374番2、5374番4、5374番5、字コブタ山5222番1、字地獄窪2799番、2826番1から2826番3まで、2827番、字尻無峯2854番、字滝沢2942番、字チャクゴケ3913番から3916番まで、字長沢入3769番、字不動入2885番、2886番1から2886番3まで、2923番1、2923番2、字不動坂2924番、字古畑3728番、3729番、字細谷5062番、字前山2880番から2884番まで、2887番から2889番まで、2890番1、2890番2、2899番、2900番、2905番、2910番、2911番、2943番、字松峯2828番、字一ヶ谷5135番チ

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢口2085番イ、2088番2、字ザク沢2669番、2669番37、2669番38、字大滝1234番、1236番、1237番、1238番、字切度谷1220番1、1220番2、字柳沢324番、344番3、344番5、344番12、344番27、字御殿2151番1、2156番11、字折松1208番4、1211番、字三本栖1204番6、字地獄窪2787番、字唐桶5860番2、5860番3、字古坪5878番1から5878番4まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

笠間市稲田字川西2195番 1, 2195番 4, 北吉原字尚塚原321番 5, 321番 7, 321番10, 321番13, 321番17から321番19まで, 321番25から321番28まで, 本戸字合柄773番 1 から773番 3 まで, 字石田後112番 1 から112番 4 まで, 113番, 字裏山1010番, 1016番, 字勝落窪3664番, 字さまた3931番, 字屋敷裏998番, 1000番 1, 1000番 2, 字和坂3656番, 南吉原字大池477番 3 から477番 5 まで, 字千佛塚651番 1 から651番 3 まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

笠間市池野辺字駒切616番, 625番, 634番 1, 634番 2, 657番

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

笠間市来栖字谷津2695番, 稲田字柳沢539番 2

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)



茨城県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 8 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦坂東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市西大橋345番2地先から つくば市西大橋437番3地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 8.0	139	
		最小 7.0		
		最大 8.0	145	
	(B)	最小 5.4		
		最大 8.0	145	
新	最小 5.4			
	最大 8.0	173		
	(C)	最小 7.0		迂回路撤去 迂回路設置



茨城県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 8 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 門井山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
常陸大宮市西塩子字田代1827番 1 地先から 常陸大宮市西塩子字谷津1847番 1 地先まで	(A) 旧	メートル	メートル		
		最大	15.0		200
		最小	5.0		
		最大	22.0		150
	最小	13.0			
	(B) 新	最大	22.0	150	旧 道 移 管
最小		13.0			

茨城県告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 8 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 門井山方線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市西塩子字田代1793番 7 地先から
常陸大宮市西塩子字石倉58番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 8 月10日

茨城県告示第1088号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県土木事務所において縦覧に供する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称
北根本地区 急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線、及び標柱18号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市郡名	町村名	大字名	字名	地 番	標柱番号	備 考
石岡市		北根本	山下	市道5227号線		
"		"	中坪古山	539 - 2		
"		"	新屋敷	536		
"		"	東坪	518		
"		"	筑田	市道5427号線		
"		"	筑田坪	481 - 3		
"		"	朝日	479 - 1		

市郡名	町村名	大字名	字名	地 番	標柱番号	備 考
石岡市		北根本	朝日	479 - 1 一般県道石岡田伏土浦線		境界線上の点
"		"	筑田 朝日	478 479 - 4		境界線上の点
"		"	筑田	478		
"		"	"	482 - 1		
"		"	三王	489 - 1		
"		"	東坪	511		
"		"	"	516		
"		"	新屋敷	532 - 1		
"		"	"	534		

茨城県告示第1089号

豊田新利根土地改良区から平成20年 7 月14日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業（かんがい排水）羽中第 2 地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成20年 7 月28日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所に異議の申出をすることができる。

平成20年 8 月 7 日

茨城県稲敷土地改良事務所長 羽 生 武 雄

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

羽中第 2 地区土地改良事業（かんがい排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年 8 月 8 日から

平成20年 9 月 4 日まで

3 縦覧の場所

茨城県稲敷土地改良事務所

茨城県告示第1090号

福岡堰土地改良区から平成20年 5 月 1 日付けで施行認可申請のあった、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（農業生産基盤整備）伊丹地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により平成20年 7 月29日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 8 月 7 日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 6 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

種別及び級	定員	実施日時	実施場所
貴重品運搬警備業務 2 級	30人	平成20年11月28日（金） 午前 9 時から午後 5 時まで	茨城県水戸市水府町864番地の 4 茨城県職業人材育成センター
雑踏警備業務 1 級	30人	平成20年12月10日（水） 午前 9 時から午後 5 時まで	

2 受検資格

(1) 1 級検定

茨城県内に住所地のある者又は警備員として茨城県内に所在する警備業営業所に所属している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 2 級の検定（受検しようとする警備業務の種別に係るものに限る）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、受検しようとする警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 茨城県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2 級検定

茨城県内に住所地のある者又は警備員として茨城県内に所在する警備業営業所に所属している者

3 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。また、実技試験においても、試験途中で合格基準に達しないことが明らかになった場合には、その者に対する試験を中止する。

4 検定の内容

(1) 学科試験

ア 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

イ 雑踏警備業務 1 級

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること

(ウ) 雑踏の整理に関すること

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること

(ホ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

イ 雑踏警備業務第 1 級

(ア) 雑踏の整理に関すること

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること

(ホ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

5 受検申請手続

(1) 事前申込

ア 申込方法

受検を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（受付専用電話029-301-0789）あて事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、いずれの検定についても定員になり次第締め切るものとし、代理人による申込み、受付専用電話以外での受付は行わず、1通話につき1人の受付とする。

イ 事前申込期間

(ア) 貴重品運搬警備業務 2 級

平成20年 9 月 1 日 (月) から 9 月 2 日 (火) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 雑踏警備業務 1 級

平成20年 9 月 3 日 (水) から 9 月 4 日 (木) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書の提出

ア 申請書提出期間

(ア) 貴重品運搬警備業務 2 級

平成20年10月14日 (火) から10月17日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 雑踏警備業務 1 級

平成20年10月20日 (水) から10月24日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで

を提出期限とし、代理人、郵送等による提出は認めない。

また、検定申請書の提出後、住所地に受検票が送付されるので、検定当日必ず持参すること。

イ 申請書提出場所

検定を受検しようとする者は、次のいずれかの場所に提出書類を申請すること。

(ア) 住所地が茨城県内に所在し、所属する警備業営業所が茨城県内に所在する者
住所地又は所属する警備業営業所を管轄する警察署生活安全課 (係)

(イ) 住所地が茨城県内に所在し、所属する警備業営業所が茨城県外に所在する者
住所地を管轄する警察署生活安全課 (係)

(ホ) 住所地が茨城県外に所在し、所属する警備業営業所が茨城県内に所在する者
所属する警備業営業所を管轄する警察署生活安全課 (係)

ウ 1 級検定提出書類

a 検定申請書

- b 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦3.0センチメートル, 横2.4センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 枚
- c 受検資格を疎明する書面 (茨城県内に住所地を有している書面若しくは, 警備員として茨城県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面)
- d 前記 2 (1)アに該当する者は, 受検しようとする警備業務の種別に係る 2 級の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後, 当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書
- e 前記 2 (1)イに該当する者は, 茨城県公安委員会が交付した 1 級検定受検資格認定書

エ 2 級検定提出書類

- a 検定申請書
- b 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦3.0センチメートル, 横2.4センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 枚
- c 受検資格を疎明する書面 (茨城県内に住所地を有している書面若しくは, 警備員として茨城県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面)

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

- (ア) 貴重品運搬警備業務 2 級 16,000円
- (イ) 雑踏警備業務 1 級 13,000円

(2) 納付方法

検定手数料は, 検定申請書提出の際に, 各検定の手数料に相当する額を茨城県収入証紙により納付すること。

なお, 納付した検定手数料は返還しない。

7 受検に必要なもの

受検票, 筆記用具, 雨具 (雨天時に使用) を持参すること。

なお, 受検者の服装は, 動きやすい服装 (警備服等) とすること。

8 その他

受付専用電話による質疑等は受け付けないので, 不明な点は, 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備係 (029 301 0110 内線3033・3034) へ問い合わせること。

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第25条第 4 項の規定に基づき, 特定非営利活動法人の定款変更認証申請について, 次のとおり申請があったので, 同条第 5 項において準用する同法第10条 2 項の規定により公告する。

なお, 当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は, 平成20年 9 月24日まで, 茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成20年 7 月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 小貝川プロジェクト21
(設立認証：平成14年 3 月26日，設立：平成14年 4 月 2 日)

3 代表者の氏名

井 草 雄太郎

4 主たる事務所の所在地

茨城県取手市櫛木49番地

5 定款に記載された目的

この法人は、小貝川の自然環境の中で、水、陸、空の三次元を活用し、大人も子供も、高齢者も障害者も、時間と場所を共有し、思いっきり遊び、学び、交流する為の「ふじしろ・三次元プロジェクト」を中心に、福祉・教育・環境といった分野の事業を展開することにより、人々の相互理解と、生活の質の向上に寄与する事を目的とする。

指定管理者の公募

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を公募する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定管理者を公募する施設の名称

茨城県奥久慈憩いの森
茨城県民の森等（茨城県民の森，茨城県植物園，茨城県森のカルチャーセンター，茨城県きのご博士館）
茨城県水郷県民の森

2 指定の期間

平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの 5 年間

3 指定管理者の業務の範囲

茨城県奥久慈憩いの森	(1) 施設の利用の制限等に関する業務
茨城県民の森等（茨城県民の森，茨城県植物園，茨城県森のカルチャーセンター，茨城県きのご博士館）	(2) 特定施設の使用の承認及び取消し等に関する業務 (3) 施設の維持管理に関する業務 (4) 前各号に掲げるもののほか，知事が施設の管理上必要と認める業務
茨城県水郷県民の森	上記の(2)を除く

4 指定の基準

- (1) 指定管理業務に係る計画書（以下「計画書」という。）による施設の管理が県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに，その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成20年 8 月 7 日 (木) から平成20年 9 月30 (火) まで（ただし，土曜日，日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布場所

8 の担当部署において配布する。

なお、県のホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp>) 又は、林政課ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/rinsei/>) 上からもダウンロードすることができる。

6 公募に係る申請書類の提出期間及び提出場所等

(1) 提出期間

平成20年 9 月16日 (火) から平成20年 9 月30日 (火) まで (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時30分まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 提出場所及び方法

8 の担当部署まで持参すること。

7 その他

詳細は、募集要項による。

8 担当部署

〒310 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県農林水産部林政課 指導グループ

電話番号 029 301 4026

F A X 029 301 4039

指定管理者の公募

次のとおり、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を公募する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定管理者を公募する施設の名称

那珂湊漁港駐車場

2 指定の期間

平成21年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までの 3 年間

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の利用料の徴収に関する業務
- (2) 施設を利用する者に対する整理誘導に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) その他知事が施設の管理上必要と認める業務

4 指定の基準

- (1) 指定管理業務の実施に係る計画書 (以下「計画書」という。) による施設の運営が県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成20年 8 月 7 日 (木) から平成20年10月 3 日 (金) まで (ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 配布場所

8 の担当部署において配布する。

なお、県のホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp>) からダウンロードすることができる。

6 公募に係る申請書類の提出期間及び提出場所等

(1) 提出期間

平成20年10月1日(水)から平成20年10月9日(木)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所及び方法

8 の担当部署まで持参すること。

7 その他

詳細は、募集要項による。

8 担当部署

〒310 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部水産振興課 漁港担当

電話番号 029 301 4119

指定管理者の公募

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募する。

平成20年8月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定管理者を公募する施設の名称

那珂湊漁港水門

2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

3 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 施設の開閉操作に関する業務

(3) その他知事が施設の管理上必要と認める業務

4 指定の基準

(1) 指定管理業務の実施に係る計画書(以下「計画書」という。)による施設の運営が県民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成20年8月7日(木)から平成20年10月3日(金)まで(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 配布場所

8 の担当部署において配布する。

なお、県のホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp>) からダウンロードすることができる。

6 公募に係る申請書類の提出期間及び提出場所等

(1) 提出期間

平成20年10月1日(水)から平成20年10月9日(木)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所及び方法

8の担当部署まで持参すること。

7 その他

詳細は、募集要項による。

8 担当部署

〒310 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部水産振興課 漁港担当

電話番号 029 301 4119

指定管理者の公募

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募する。

平成20年8月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定管理者を公募する施設の名称

波崎漁港漁港浄化施設

2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の運転操作に関する業務
- (3) 施設の使用料の徴収に関する業務
- (4) その他知事が当該施設の管理上必要と認める業務

4 指定の基準

- (1) 指定管理業務の実施に係る計画書(以下「計画書」という。)による施設の運営が県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 募集要項の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成20年8月7日(木)から平成20年10月3日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 配付場所

8の担当部署において配付する。

なお、県のホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp>)からもダウンロードすることができる。

6 公募に係る申請書類の提出期間及び提出場所等

(1) 提出期間

平成20年10月1日(水)から平成20年10月9日(木)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所及び方法

8の担当部署まで持参すること。

7 その他

詳細は、募集要項による。

8 担当部署

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部水産振興課 漁港担当

電話番号 029-301-4125

基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年8月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量(精密地形調査)
- 3 作業期間 平成20年7月25日から平成21年3月31日まで
- 4 作業地域 古河市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

つくばみらい都市計画下水道の変更案の作成について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則(昭和44年茨城県規則第71号)第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成20年8月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先, 提出期限及び様式
平成20年 8 月22日 午後 2 時00分	つくばみらい市加藤 237番地 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2 階 第 3 会議室	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成20年 8 月15日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

公共下水道

(2) 都市計画の内容

種類	名称	面 積
公共下水道	つくばみらい市公共下水道	排水区域面積 約786ha (うち処理区域面積) 約786ha

(3) 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

つくばみらい市 南 字東坪, 字西坪, 字屋敷尻, 字春日入, 字春日入前, 字裏畑, 字下井戸, 字上野台, 字前田, 字観音前, 字観音堂, 字観音裏, 字垣根添, 字向山下, 字向山, 字中道, 字香取前の全部
字薬師脇及び字小川の各一部
小張 字高波及び字新山の各一部

(4) 案の作成理由

つくばみらい市公共下水道は, 昭和60年 1 月に都市計画決定を受けた谷和原村公共下水道を前身とし, 常磐新線 (現つくばエクスプレス) 計画を受けた伊奈・谷和原丘陵部地区開発を受け入れるために設立した谷和原・伊奈下水道組合がこれを引き継ぎ, 平成 5 年 1 月に谷和原・伊奈公共下水道として都市計画決定を受けたものである。

同公共下水道は処理場を有する公共下水道として整備を進め, 事業の進捗に伴って平成10年 3 月に区域の拡大を行ったほか, 平成20年 7 月10日には伊奈町及び谷和原村の合併により, 下水道の名称をつくばみらい市公共下水道と変更している。

同公共下水道における現在の排水区域は, 旧谷和原村の市街地 (国道294号周辺) と伊奈・谷和原丘陵部地区及び両地区を結ぶ幹線 (県道つくば野田線) 周辺の既存集落である。このうち, 680haにおいて事業認可を取得, 整備を行っており, 平成19年度末には事業認可区域の約85%で整備が完了となっている。

今回, 事業認可区域内における下水道事業の進捗を踏まえ, 住居の密集している既存集落である「南地区」(14.2ha) 及び「小張地区」(2.2ha) の一部について排水区域を拡大し, 都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するとともに, 鬼怒川及び小貝川をはじめとする公共水域の水質保全に資する事を目的とし, 本案のとおり都市計画決定の変更を行うものである。

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

- (1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 301 4588

- (2) つくばみらい市加藤237番地

つくばみらい市都市建設部都市計画課

電話 0297 58 2111 (内線8161)

別 掲

公 述 申 出 書

つくばみらい都市計画下水道の変更案の作成に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 つくばみらい都市計画下水道の変更

公述申出人 住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

印

年 齢

歳

職 業

意見の要旨 別 紙

意見の要旨については400字程度で記載すること。

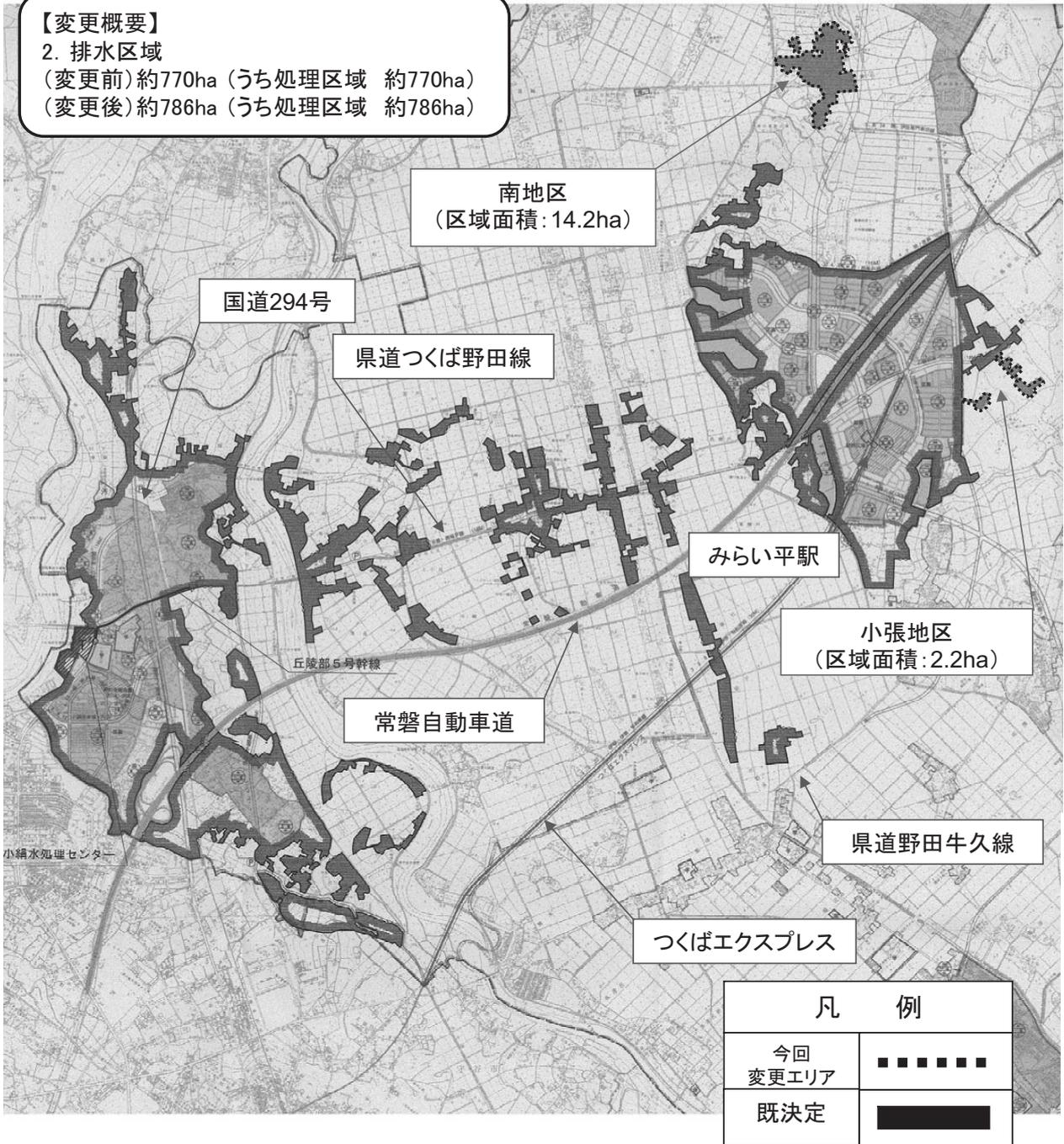
位 置 図

【変更概要】

2. 排水区域

(変更前)約770ha (うち処理区域 約770ha)

(変更後)約786ha (うち処理区域 約786ha)



小絹水処理センター

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成20年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市柏田町字丸田久保1577番2，宇だし山1506番61

2 事業主の住所及び氏名

牛久市栄町6丁目29番地

青 柳 利 通, 青 柳 マ リ

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市川原代町宇二区1827番1，同番2，1828番1，同番2，1829番3，同番4

2 事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市川原代町3523番地

木 村 淳

正 誤

平成20年 4 月30日付け茨城県報号外第51号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から15	第34項第1項	第34条第1項

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)